

個人情報取扱規則改正案

(太字の箇所が変更箇所です。)

(取扱者)

第4条 個人情報データベース取扱者を役員・各委員会の「委員」に変更

(理由)「複数回の委員選出を回避する策」の導入に向け取扱範囲を広げ、各委員と協力して作業をおこなうため

<現規則>

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、**役員・各委員会委員長**とする。



<改正後>

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、**役員・各委員会の委員**とする。

(秘密保持義務)

第5条 「個人情報取扱者は誓約書に署名」を追加

(理由)今年度より「複数回の委員選出を回避する策」の導入するにあたり、個人情報取扱者の範囲を広げるので誓約書に署名することで、個人情報の漏洩などを防ぎ責任を持って作業を行なってもらうため

<現規則>

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。



<改正後>

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。**個人情報取扱者は誓約書に署名し、職務に当たるものとする。**

(周知)

第7条 広報委員は廃止に伴い、「広報誌の発行もない」ため削除

＜現規則＞

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や**広報誌等**で会員に周知する。



＜改正後＞

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料を会員に周知する。

(利用)

第8条 (4) 役員に用語を統一するため、「本部」を削除

(5) 広報委員は廃止に伴い、「広報誌の発行もない」ため削除

「各委員会だよりの発行はない」ため削除

学校のホームページには取得した個人情報の利用はないため、

「学校のホームページへの掲載」を削除

＜現規則＞

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) PTA 会費の集金業務、管理業務

(2) その他の文書の送付

(3) 役員・会計監査・会員・委員、サークル等の名簿の作成

(4) 委員選出、並びに**本部**役員等の推薦活動

(5) 広報誌、各委員会だより、学校のホームページへの掲載



＜改正後＞

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) PTA 会費の集金業務、管理業務

(2) その他の文書の送付

(3) 役員・会計監査・会員・委員、サークル等の名簿の作成

(4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動

(第三者提供の制限)

第12条 (3)児童を「生徒」に変更(児童は小学生・生徒は中高生)

<現規則>

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上又は~~児童~~の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



<改正後>

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合